



平成 27 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ
代 表 者 代表取締役社長 角倉 護
(コード番号 4118 東証、名証各第 1 部)
問合せ先 執行役員 CSR 推進部長 丸藤 峰俊
(TEL 06-6226-5019)

**酸化型コエンザイム Q10 に関する米国特許侵害訴訟の控訴申立てに対する
連邦巡回控訴裁判所の判決について**

当社は、2011（平成 23）年 3 月の訴訟提起以来、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所において Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc., 及び Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd. を相手方として、酸化型コエンザイム Q10（商品名：KanekaQ10™）に関する当社の米国特許第 7, 910, 340 号に対する特許侵害を争っております。しかし、相手方の申立てによる略式判決によって、当社の申立てが棄却されたことから、2014（平成 26）年 4 月に連邦巡回控訴裁判所へ控訴しておりました。

それに対し、連邦巡回控訴裁判所は、2015（平成 27）年 6 月 10 日（現地時間）、地方裁判所の略式判決における請求項の解釈の判断に誤りがあるとし、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻しました。

新たな請求項の解釈は、カリフォルニア州の本件裁判所だけではなく、当社が Zhejiang Medicine Co. Ltd. 及び ZMC-USA, LLC を相手方として同じ特許侵害を争っておりますテキサス州南部地区連邦地方裁判所にも拘束力が及びます。当社は、今回の判決を受けて、テキサス州での訴訟では、陪審員による事実審理（トライアル）に移行するとともに、カリフォルニア州での訴訟については、証拠開示手続き（ディスカバリー）を進めていく予定です。

以上